

判断基準 a・b・cは、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

- a：現状維持の努力が必要とされる水準
- b：「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果

事業所名：鳩の森愛の詩保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
<p>保育理念、保育目標をホームページ、パンフレットに掲載するとともに、玄関に掲示しています。保育理念に基づく職員の行動指針として「鳩の森愛の歌憲章」を作成し、事務室に掲示し、職員がいつでも確認できるようにしています。法人の新人研修で保育理念について説明するほか、階層別研修、外部講師による研修などでも確認しています。園内研修で、憲章を基にグループワークをしたり、職員会議で具体的な事例をあげて話し合いをするなどし、方向性の統一を図っています。保護者に対しては、入園時に説明するとともに、おたよりなどで折に触れて伝え、理解が深まるようにしています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
<p>園長、副園長は市や区の園長会、社会福祉協議会などの各種会議に参加し、社会福祉業界の動向、地域の各種福祉計画の策定動向や内容を把握しています。市や区からの各種通知、法人の理事・評議員、保育雑誌等からも情報を得ています。自治会に所属し、地域の福祉ニーズを把握しています。毎月1回、法人施設長会と園長会を実施して情報交換しています。これらの情報を基に、法人が事業経営を取り巻く環境等の分析をしています。人件費率などのコスト分析は法人事務局で実施しています。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント>	
<p>法人事務局で経営環境や職員体制、財務状況等の現状分析をして改善すべき課題を明らかにし、理事会で共有しています。課題は、毎月の施設長会で周知され、園長、副園長、主任、副主任で共有し、改善策について協議しています。保育内容および人材確保の運営面について職員への周知が不十分な部分があり、さらなる理解に向けた取り組みが必要と考えています。課題である職員の定着に向けては、ストレスチェックとノンコンタクトタイムの導入など、働きやすい職場作りに向けて取り組んでいます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
<p>法人の中長期事業計画に、理念や基本方針の実現に向けたビジョンが明確に示されています。2018年から2027年までの長期計画と前期3年、中期3年、後期4年の中期計画があり、それぞれ「福祉サービス」「人材育成」「経営」の3点について課題の解決・改善に向けた内容を記載しています。ただし、園ごとの具体的な取り組みの記載はなく、具体的な数値目標や具体的な成果などの設定もされていないので、園が実施状況の評価を行える内容とはなっていません。中長期計画は、各期ごとに振り返りを行い、見直しています。</p>	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント>	
<p>法人の単年度の事業計画に基づき、園としての事業計画を策定しています。事業計画は、「重点方針」「子育て共育ちについて（保育のあり方、保護者との手の繋ぎ合い）」「働き方」「地域活動」「コロナ対応」の5項目について、具体的に記載されていて、実行可能な内容となっています。ただし、数値目標や具体的な成果等を設定するなどはしていないので、保育内容だけでなく経営面についても具体的な成果等を設定し、園でも実施状況の評価をしていくことが期待されます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント>	
<p>法人の事業計画に基づき、園長・副園長で話し合い園としての事業計画を策定しています。事業計画の策定にあたっては、年度末のリーダー会議や職員面談の中で把握した職員の意見を反映しています。職員から出た意見を基にリーダー会議で検討し、懇談会を土曜日に開催したなどの事例があります。策定した事業計画は、全体会議で職員に説明し、意見交換しています。全体会議や理事長だよりなどで、経営に関する法人の方向性を説明するなどしていますが、経営面に関しての職員の理解が不十分な部分もあり、さらなる周知が必要ととらえています。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント>	
<p>保護者懇談会や理事長だよりで、園の年度の方針や大事にしていきたいことを保護者に説明しています。父母の会の代表には、事業計画の内容を説明し、連携しています。保護者全体には事業計画の中の保育に関することやリスクマネジメント、職員研修などは説明していますが、運営について説明するまでには至っていません。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント>	
<p>年間計画、月案、日誌等で常に自己評価をし、保育について振り返りを行い、PDCAに基づく質の向上に向けた取り組みをしています。保育士は、自己評価表を用いて年に2回自己評価をしています。年度末には、自己点検票を用いて振り返りをするとともに、保護者アンケートを実施し、結果について話し合い「園の自己点検・自己評価」としてまとめ、次年度の計画に生かしています。ただし、「園の自己点検・自己評価」の結果を職員会議等で分析・検討するまでには至ってなく、さらなる取り組みが必要ととらえています。第三者評価は定期的に受審しています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>	
<p>「園の自己点検・自己評価」で明確になった課題はリーダー会議や職員会議等で職員間で共有し、課題の改善に向けて取り組んでいます。ただし、項目ごとの意見や改善策は記載されているものの、話し合いの結果や具体的な改善計画を文書としてまとめることや改善計画の見直しについては今後の取り組みが必要です。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント>	
<p>運営法人作成の「求められる職員像」に管理者の果たすべき役割、責任について明記されており、職員に対して個人面談の際確認することがあります。保護者に対しては入園時の説明や毎月の園だよりに自らの役割や方針等を掲載し表明しています。運営法人では法人全体の組織図や「求められる職員像」を作成し、体制や職務分掌、園長不在時の権限委任についても明文化されています。今後、職員に対し職務分掌等について会議や研修の場で周知を図ることが望まれます。</p>	

	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長、副園長は、遵守すべき法令を十分に理解し、取引事業者、行政関係者等との適正な関係を保持しています。また、園長、副園長は、横浜市や泉区の園長会、区社協等関係機関の研修に参加し、コンプライアンスやリスクマネジメントについて学び最新の情報を入手するよう努めています。職員に対しては運営法人が「就業規則」「服務規程」を分かりやすくまとめたハンドブックを作成して全員に配布しています。また、ハンドブックを使い研修や会議で学ぶ機会を作り職員の意識向上に努めています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長、副園長は各日誌や指導計画を確認するとともに、毎日、保育室を巡回し子どもの様子や保育の状態を把握しています。また、主任、副主任も分担して書類や保育の状態を確認し、園長、副園長と全体の様子について共有しています。そこで把握した課題についてはクラス会議やリーダー会議、職員会議等で取り上げ、改善にむけ討議をしています。研修については、法人内実践発表会、研修報告会、外部講師研修、実技研修等、年度始めに多数計画し保育士個々の役割や経験年数等に合わせて参加できるようにしています。また、夏期、冬期に職員との個人面談を実施し意向や意見を把握できる機会となっています。	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 経営の改善や人事、労務、財務については、園長、副園長が分析を行い経営の改善と業務実効性の向上に努めています。「休憩時間」「有給休暇」を取得しやすい体制や「ノンコンタクトタイム」「日中の会議」の導入等に取り組み、働きやすい環境整備に努めています。また、園内外の研修はオンラインでの参加が可能となりワークライフバランスの面で参加しやすくなっています。一方、職員の定着、育成の面では課題も残るため、今後、ICT化の促進等業務の効率化を図り改善に取り組んでいくことが必要と捉えています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 運営法人は「求める職員像」を明文化しています。また、中・長期計画や事業計画にも人員体制の方針について記載し計画的に福祉人材の確保・育成に取り組んでいます。常勤職員に対しては秋期に書類での意向調査があり面談で確認しています。職員の希望等により法人内の他園への異動も可能となっています。採用活動は年間を通し積極的に行い、ホームページへの掲載、養成校への働きかけや実習生の受け入れ、また、法人主催の外部講師による保育研修への学生の参加を呼びかけ、法人の理念や保育の実際を感じてもらえる機会とするなど必要な人材の確保に取り組んでいます。横浜市の配置基準を満たす人材を確保していますが、法人の理念実現のため、さらに人材の定着、育成に取り組んでいます。	
	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 運営法人の「共育て共育ち」の理念のもと「鳩の森愛の詩憲章」を掲げ「求められる職員像（組織性と専門性）」を明文化しています。年2回の職員面談を実施し、職員ごとの経験や業務に応じた目標設定、評価を行っています。より具体化された「求める職員像」では経験年数や役割ポストを明記しそれに応じて手当の支給など職務意欲や責任感を高める取り組みをしています。職員一人ひとりの多様な働き方の願いがかない、自身の将来の姿を描けるような仕組み作りが必要ととらえています。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>労務管理の責任者は園長、副園長で互いに把握したことは共有しています。園長、副園長、主任は職員の有給休暇の取得状況や就業状況、健康状態などを把握して共有し、それらに配慮して副園長がシフト表を作成しています。職員の健康と安全の保障として健康診断、産業医の指導のもとストレスチェック等を実施しています。相談窓口として弁護士を紹介しており、これらについて新人研修で周知しています。職員会議、リーダー会を日中に行い、毎日昼の連絡会で情報の共有をし、残業しない工夫に取り組んでいます。また、夜の研修はオンライン参加を可能にするなどワークライフバランスに配慮した取り組みを行っています。また、夜、夜明け、保育士以外の職員にも手当の支給をしたりコロナ特別休暇の取得を可能にするなど職務意欲を高める取り組みを行っています。なお、有給休暇の取得を進めています。全員が取得できる体制づくりが課題となっています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>法人として「求められる職員像」「鳩の森愛の詩憲章」を明確にしています。春期に目標管理シートに一人ひとりが課題を記入し実践しています。夏期と冬期に園長、副園長が職員一人ひとりと面談を実施し課題の水準や達成期限、進捗状況について確認しています。この結果が評価され等級等に反映されています。また、面談のほかにも一人ひとりに日常的に言葉がけする等して支援しています。課題設定は職員が書き込んで実践を始めていますが、それが一人ひとりに適した内容、水準となるよう目標設定の際に丁寧なアドバイスや指導が望まれます。</p>	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人として「求められる職員像」「鳩の森愛の詩憲章」を明確にし周知しています。「求められる職員像」は「新任職員」「中堅職員」「指導的職員」「管理者」の4層からなり、「組織性(組織活動・コミュニケーション・自己開発)」「専門性(保護者との関わり・安全と環境づくり・子どもとの接し方・保育技術)」の項目に沿って求められる姿勢や行動が記されています。これを基に職員がそれぞれの研修計画を作成します。園全体の研修計画一覧にまとめられており、終了後書面にて報告し見直しもしています。今後、法人作成の計画をさらに園の計画として充実化していくことが望まれます。</p>	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>園長、副園長は日々の業務の様子や「目標管理シート」で職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握し情報共有しています。職員の経験や習熟度に応じた業務0JTを適切に行っています。研修は法人内だけでも、学習会、外部講師を招いてのセミナー、保育研究会、事例研修発表会、民舞実技研修等一年を通し多彩な内容を多数開催しています。参加後は書類で報告しその内容により次の計画に反映されています。また、外部研修については副園長、主任が情報シートで案内し周知しています。職員の学ぶ意識は高く非常勤職員がオンラインで参加しています。</p>	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>毎年多数の学生を積極的に受け入れています。保育士については、主任が担当となりクラスで受け入れをし、栄養士、看護師については事務局が窓口となりインターンシップとして現場で受け入れています。法人から実習指導者への研修が行われており、実習生に毎日1時間のノンコンタクトタイムの保障、日々の日誌の確認や反省会など配慮した内容となっています。この経験で園の保育に共感し採用につながることもあります。一方、基本姿勢やプログラムを明文化はしておらず、今後、基本姿勢を明文化しプログラムや手順を整理してマニュアルを整備していくことが望まれます。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>保育園のホームページに運営方針や概要、理念、保育目標、保育内容等を掲載しています。また、情報公開として、法人の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、現況報告書、第三者評価結果、定款、役員評議員名簿及び報酬規程、人材の募集についても掲載しています。地域子育て支援事業の案内は掲載のほか、区役所や支援拠点にパンフレットを置いています。毎月の園だよりを近隣や学校に配っています。また、地域のお祭りに保育園として参加したり近隣小学校の周年行事にちらし弁当を提供するなどし、その様子をホームページで紹介し広く情報発信に努めています。一方、事業計画や事業報告、苦情・相談の対応については公表はしていません。</p>	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>事務、経理、取引等に関する規定があります。職務分掌や権限・責任は運営規定に定められ、規定集は一冊のファイルにまとめ事務室におかれており、いつでも誰もが確認することが可能な状態です。毎月、予算実績会議を開き税理士による内部監査を実施し、事務、経理、取引等が適切に行われているかを確認しています。また、社会保険労務士、弁護士からも助言を受けています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地域との関わりを大切にすることを「鳩の森愛の詩憲章」に記し、保育園の全体的計画「社会的責任」の中で「地域に保育園の役割を果たす」と明記し様々な取り組みを行っています。「保育園生活のしおり」に地域の育児支援や病児保育室、小児科クリニックを掲載し保護者に情報提供しています。</p> <p>子どもたちは公園等に散歩に出かけ地域住民と挨拶や言葉を交わしたり、保育園の園庭開放やあそぼう会に参加した親子と交流しています。地域子育て支援「ぼっぶこーん」では園内で親子で遊んでいる中で情報提供や子育て相談に応じるなどの取り組みをしています。園のおたよりを近くの小中学校、保育施設、近隣住民に届け、小学校から送られたおたよりを掲示して保護者にも紹介しています。また、地域のお祭りで年長児が荒馬踊りを披露したり保護者の協力を得てお饅頭を作り出店したり積極的に参加して交流の機会を持っています。</p>	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>ボランティア・職業体験の受け入れについてはホームページでその様子を紹介し「鳩の森愛の詩憲章」「全体的な計画（地域への支援）」に明記されています。受け入れは副園長、主任が窓口となりインターンシップを兼ねての参加を積極的に受け入れています。現在はコロナ禍のため、止まっている状態です。面接をし事前オリエンテーションで心構えや配慮等伝え、終了時には振り返りを行うなど有意義なものとなるよう努めています。来園の日は保護者にも周知しています。小学校の町探検授業への協力や中学校の職業講話、職業体験授業の受け入れをするなど連携し協力しています。インターンシップについて基本姿勢や手続き等を記載したマニュアルをわかりやすく一冊に整えることを期待します。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>泉区こども家庭支援課や横浜市戸塚地域療育センター、横浜市西部児童相談所、小学校、医療機関などのリストを作成し園長室、事務室に備えてあり誰でも確認できるようにしています。園長、副園長は横浜市や泉区の園長会や研修、区社協や幼保小の会合等に参加し情報を共有しています。また、地元自治会、保護者OBとの交流から情報を得ることもあります。地域の関係機関については「保育園生活のしおり」に記載して情報提供しています。また、子どもの虐待防止ネットワーク会議に出席し地域情勢について理解を図っており家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもに対して泉区こども家庭支援課や横浜市西部児童相談所と連携する体制があります。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>	
園長、副園長は横浜市や泉区の園長会、泉区社会福祉協議会保育部会や幼保小等の会議へ積極的に参加して情報交換し地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めています。子育て支援事業「園庭開放」「ポップコーン」に参加した住民からも子育て相談や育児講座などを通してニーズを把握しています。また、日頃からの交流の一環として保育園の卒園式に学校長や自治会役員を招待したりする中で、普段の日に自治会の方や保護者OBの方が保育園に立ち寄り、相談したり寛いでいられるなど信頼関係が深まっています。そういう際にも地域のニーズを把握し保育園がそれに答えられるよう努めています。	
	第三者評価結果
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>	
地域子育て支援として、従来より園庭開放、育児講座、交流保育、講演会等を積極的に実施してきました。住民のニーズから新たに「ぼっぷこーん」を企画し、住民の方が園舎内の一室を使い親子で遊べるようにしています。週三日、予約制で一日3組までとしますが、遊具を自由に使い遊んだり他の保護者とお話もできるため好評です。また、保育園が移転する前の自治会とのつながりが続いており「火の用心」の防火活動に参加しています。自治会のお祭りには保育園として全員で参加し、5歳児クラスが太鼓の演奏や荒馬踊りを披露したり出店にも参加して盛り上げています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>	
子どもを尊重した保育について保育理念、保育方針に明記しホームページや「鳩の森愛の詩憲章」「全体的な計画」「保育園生活のしおり」に掲載しています。職員会議や研修「子どもの権利条約」「よこはま保育教育宣言」、外部講師による「保育実践研修」等を通して子ども理解に努めています。毎月のカリキュラム会議や職員会議で子ども達の姿を共有して日頃の保育を振り返り次の展開に繋げています。保育の中で、子ども同士のケンカもすぐ対応するのではなく、見守り、お互いの思いを受け止めたり伝え合うことを大切に関わっています。ごっこ遊び等でドレスの着用や色を選ぶ際も性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮しています。また、保護者の保育参加を積極的に実施し、一緒に行動する中で子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心等の方針を示し理解を図っています。	
	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント>	
子どものプライバシー保護については保育園の理念、保育目標に明記して周知しマニュアルに整備しています。おむつ交換は一人ずつ他から見えないよう衝立を立てて行い、トイレには年齢に合わせて仕切りや扉がついています。また、夏期に外でシャワーを浴びる際は子どもの身体を覆う長さの簾を設置して配慮しています。各保育室はコーナーに分かれ数人ずつゆったりと遊べるようにし、絵本コーナーは保育室の隅に大き目のソファを置き静かに落ち着いて楽しめるように工夫しています。また、個人情報の扱いについては入園説明会において保護者に説明し承諾書を取っています。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント>	
パンフレットやホームページに保育園の理念や保育方針、目標、保育の一日や行事の様子などを掲載しています。パンフレットは泉区役所こども家庭支援課にも置いています。保育園の紹介には写真を多用しカラフルな絵の使用もあり誰にでもわかりやすい内容となっています。利用希望者の問い合わせには個別に丁寧に説明しており、見学の希望にも対応しています。見学案内は副園長、主任が担当し週2日、10時からに設定し保育の様子をよく見られるようにしています。都合が合わない場合は柔軟に対応しています。今後、法人全体だけでなく園の特長がより伝わるよう、保育園独自のパンフレットも作成することを期待します。	

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 入園時に「入園説明会」を行い保育園生活のしおり」等を用いて保育園の理念、保育方針、保育内容について丁寧に説明しています。その後の個別面談等で質問に答えたいうで同意書に署名を得ています。言葉が通じにくいなど配慮が必要な方にはその場で一つ一つ一緒に確認したり書面のほか口頭や電話でも伝えています。また、保育内容の変更についてはメール配信で迅速に情報提供し当日朝の受け入れの際、再度伝えています。土曜保育実施については法人系列園であり連携園でもある保育園との共同保育となるため入園説明会で説明し利用希望者に同意書を取っています。	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 子どもの転園等にあたり、引継ぎ文書は定めていませんが、問い合わせがあれば対応する用意はあり、実際に副園長・主任が窓口担当となって応じています。卒園の際は、卒園生、保護者にいつでも相談に応じる旨説明しており、小学校入学式の後はその場でランドセル姿を披露に来たりその後も相談に来園したりしています。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 保育士は、日々の保育の中で子どもの言葉や表情、反応から子どもの意向を把握しています。日誌の記録や振り返りで担当同士で共有し改善につなげています。保護者の意向については年1回の個人面談や年2回の懇談会、行事後のアンケート、朝夕の会話や連絡ノートから把握しています。父母の会定例会に副園長が出席し、園の様子を伝えたり保護者の声を聴くなど良好な関係を築きながら共同の行事等に取り組んでいます。子どもの意向や保護者から寄せられた意見等は副園長・主任が窓口となり職員会議で分析、検討し具体的な改善に繋げています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 苦情を「提案」と捉え、責任者は園長、受付担当者は副園長とし、3名の第三者委員を設置し連絡先を明記しています。提案（苦情）解決の仕組みを「保育園生活のしおり」に明記し保護者に配布して周知しているほか事務室前にも掲示しいつでも確認できるようにしています。事務室前に行事関係の投稿箱が数個並んでおりそのうち、「なんでもばこ」は「提案」をいれることもできます。また、父母の会役員も「提案」受付の担当者として表記するなど意見を出しやすくしています。提案（苦情）の内容が全体にかかわるものについては確認の上メールやおたよりで公表しています。これらの経過、結果は記録し事務室に保管しています。	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 第三者委員の設置、体制・連絡先を「保育園生活のしおり」に明記して配布し事務室前にも掲示することで保護者が直接申し立てできるようにしています。また、父母の会の会長、副会長も相談窓口であることを明記し周知しています。外部の相談窓口として「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」を紹介していますが、今後、直接申し立てができるよう連絡先の記載が望まれます。相談の場所として相談室を設置し、入口にカーテンを張り落ち着いて話ができる環境を作っています。	

	第三者評価結果
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント>	
職員は朝夕の送迎時等に保護者と挨拶、やり取りをして相談しやすい雰囲気づくりをしています。事務室前に「なんでもばこ」の設置や行事後にはアンケートの実施、毎月の園だよりには「感想」を依頼し翌月に掲載しています。また父母の会会長、副会長も相談窓口として明記して周知し気軽に意見を出しやすくしています。日々の連絡ノートややり取りで相談を受けた職員は、園長、副園長、主任に報告し必要に応じて個人面談を設定し相談の対応と意見の傾聴に努めています。把握した相談や意見について検討に時間がかかる場合は状況を速やかに説明し迅速に対応しています。相談内容は記録し職員会議等で対応について検討しフィードバックしています。これらの対応マニュアルは定期的に見直ししています。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>	
リスクマネジメントの責任者は園長、副園長で各クラスや現場から上がってくる日々の出来事に対応しています。原則として首から上の身体のケガについては受診するようにしています。事故発生時の対応と安全確保についてマニュアルにまとめ職員に周知しています。保育園事故や事件について法人内園長会で収集したものや新聞記事などを使い安全確保・事故防止に関する研修を行っています。「ヒヤリハット」報告書を各クラスで記載して提出しファイルにまとめられています。今後、職員が参加する職員会議、リーダー会議等で話し合い、事故の分析や再発防止の喚起が十分なものとすることが求められます。	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
感染症予防の責任者は園長、副園長、対策担当は看護師、新型コロナウイルス感染症に関しては理事長が責任者となっています。感染症対応マニュアルは看護師が作成し職員会議等で周知徹底しています。法人に在籍する5人の看護師が月1回会議を開き、園医の助言を得たり、研修や情報共有をしています。毎月の園だより「ほけんだより」に掲載し健康チェックポイントなどその季節ごとの保健情報や感染症対策の情報を提供しています。園内での感染予防としては検温、うがい、手洗い、消毒、換気等に取り組んでいます。嘔吐物処理について看護師が中心となり職員研修を行っています。園内に感染症が発生した際は、保護者へ「ケータイ連絡網」で連絡を入れるなど迅速に対応しています。	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント>	
園長、副園長を責任者とした防災管理体制を整え防災マニュアル、消防計画に災害時の体制が定められています。毎月1回地震や火災を想定した避難消火訓練を実施し、年1回泉消防署立会いのもと職員が水消火器を使用して消火訓練を行っています。また、泉警察と連携し年2回不審者対応訓練を実施しています。災害発生時の迅速な連絡方法として、「ケータイ連絡網」を利用し安否確認、情報提供ができるようにしています。食料や備品類の備蓄を副園長、主任が責任者として準備し、栄養士が試食として給食で使用し適宜更新しています。今後、災害後にも保育を継続するための計画（BCP）を策定することが望まれます。また、地元住民との災害時の連携も課題となっています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>	
事故防止と安全対策、保健健康、防犯不審者などの各種マニュアルを整備しています。マニュアルには、子どもの人権尊重やプライバシー保護についての姿勢が明示されています。マニュアルは年2回全職員に回覧し、確認してチェックしてもらっています。職員会議でも周知しています。保育環境を変更した時や他園での事故事例など、折に触れて職員会議や昼の連絡会で取り上げ、確認しています。保育士は子どもの姿に応じて柔軟に対応していて、保育実践は画一的なものではありません。	

	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント> マニュアル類は、年1回見直しをするとともに、ガイドラインの更新時や横浜市からの事故報告があった時など、必要に応じて随時見直しています。手作り遊具を更新した時に注意点を見直したり、他園での事故事例を受けてフローチャートを作り直すなどしています。毎月のカリキュラム会議や乳児・幼児のリーダー会議でも実施方法について振り返りをし、見直していて、指導計画の内容が必要に応じて反映されています。見直しにあたっては、年2回のマニュアル確認時に出た職員の意見も反映しています。	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント> 指導計画作成の責任者は園長で、全体的な計画に基づき年間指導計画、月案、週案を作成しています。乳児および障がいなど特別な課題がある子どもには個別指導計画を作成しています。職員会議での子どもや保護者の状況についての話し合いを基に、乳児・幼児のリーダー会議で課題や方向性を決定し、クラス担任によるカリキュラム会議で指導計画を作成しています。作成された指導計画は職員会議で共有しています。職員会議には、看護師や栄養士などの専門職も参加しています。必要に応じて、泉区こども家庭支援課、横浜市戸塚地域療育センター、子どもが利用する民間の児童発達支援事業所などの意見も反映しています。	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 月案は毎月、年間指導計画は4期に分けて、クラスのカリキュラム会議で振り返りをし、計画の評価・見直しをしています。振り返りの結果は次期の指導計画の作成に反映しています。年度末にはリーダー会議で総括を行い、次年度の年間指導計画の作成に反映しています。計画は、職員会議で報告するとともに、パソコン上でも確認することができます。トイレトレーニングなどの個別の課題については、保護者の意向も反映しています。緊急に指導計画を変更する場合には、リーダー会議で話し合い、柔軟に見直しをし、昼の連絡会で周知しています。指導計画の評価・見直しで明らかになった課題は、保育環境の見直し等に反映し、保育の質の向上に生かしています。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント> 入園時に子どもや家庭の状況、成育歴等を保護者に児童票に記載してもらい、入園後の子どもの状況は乳児は毎月、幼児は期ごとに経過記録に記録しています。児童票や経過記録、健康台帳、個人面談票等は個人別にファイルして事務室の施錠できる棚に保管されていて、必要な職員はいつでも確認することができます。記録の書き方については、クラスリーダーや主任、副主任が個別に指導しています。毎日の各クラス代表による昼の連絡会、毎月のクラスでのカリキュラム会議、リーダー会議、職員会議、非常勤会議を行い、情報共有を図っています。各クラスにパソコンを設置し、共有フォルダーで指導計画やクラスだより、法人からのお知らせなどが共有されています。	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント> 個人情報保護の責任者は園長で、個人情報の種類、使用目的、保管、保存期間、開示などを定めた個人情報保護に関するマニュアルを整備しています。毎年、顧問弁護士による個人情報の研修を実施し、職員に周知しています。職員が必ず目を通すようマニュアルを閲覧しています。個人情報に関わる書類は、施錠できる棚に適切に保管しています。保護者には、入園時に個人情報の取扱いについて説明し、毎年同意書を得ています。子どもの写真の掲載については、ホームページ、園だよりなど使用目的ごとに意向を確認し、承諾を得ています。ただし、不適正な利用や漏えいに対する対応方法について規定されていないので、今後規定していくことが期待されます。	

<別紙2-2（内容評価 保育所版）>

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育理念、保育目標に基づき、児童憲章、子どもの権利条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を踏まえて作成されています。全体的な計画は、子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、地域の実態などを考慮して作成されています。計画には、年齢ごとの目標と内容、食育のほか、健康支援、環境衛生管理、安全対策・事故防止、保護者・地域への支援、研修計画、行事、小学校との連携などが記載されています。全体的な計画は、リーダー会議で話し合っ作成し、職員会議で配布して説明しています。年度末には振り返りをし、全体的な計画の見直しをしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室に温湿度計を設置し、エアコンや加湿器付空気清浄機等を用いて保育室の温湿度の管理を適切に行っています。作業員を配置し、園内・外の清掃や消毒をこまめに行っていて、清潔・安全に保たれています。家具や遊具は木製や布製のものを用いています。保育室には子どもの年齢や生活に合わせた手作りの木製の遊具や棚が配置され、絵本や遊びのコーナーが設けられています。また、廊下など園内各所にロフトやソファ、コーナーなどがあり、子どもが自分の好きな遊びや空間を選び、少人数で落ち着いて過ごせるようにしています。</p> <p>園庭には、東屋、秘密基地、屋台などがあります。遊具や保育環境は子どもの育ちや要望、興味・関心などに合わせて随時見直ししています。乳児保育室は、食事と睡眠、着替えなど、機能別のスペースを確保しています。園庭に面したランチルームがあり、主に5歳児が食事をしています。トイレは明るく清潔で、乳児のトイレは保育室からも廊下からも出入りでき、幼児のトイレは扉のついた個室になっていて、プライバシーへの配慮もされています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育目標に「自分らしさを尊重する中で、かけがえのない自分を育む」と明記し、子ども一人ひとりの発達や家庭状況の違いを受け止め、個々に合わせて対応しています。クラスでの話し合いや屋の連絡会で個々の子どもの状況について共通認識し、皆が同じ対応ができるようにしています。保育士は、子どもと視線を合わせ「～したかったんだね」と優しく声をかけて子どもの気持ちを受け止め、一対一で対応し、子どもとの信頼関係を築いています。言葉で自分の気持ちを表現できない子どもには、表情や態度などで子どもの気持ちを汲み取り、代弁しています。手助けをする時に「～してもよい」「～しようか」と意向を確認したり、自分で決められない子どもには選択肢を示すなど、子どもの意思を尊重しています。子どもを注意する時には、否定するのではなく子ども自身が気づき、自分から動けるような前向きな言葉を用いるように心掛けています。一斉活動に参加したくないと子どもが意思表示した時にも、強制することなく見守り、子どもの状況に合わせて個別に対応をしています。次の活動に移る時などには保育士同士で声を掛け合い連携して対応することで、子どもをせかすことなく落ち着いて活動できるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの生活の流れを考慮して動線を設定し、絵カードや個人マークなど視覚にも分かりやすいような工夫がされていて、日々の生活の繰り返しの中で子どもが自分で理解し、基本的な生活習慣を身につけられるように環境設定しています。自分で着たい服を選ぶ、脱いだ洋服をたたんでしまうことができるよう、全園児に衣服をしまうかごが用意されていて、観察時にも0歳児が好きな服を選んだり、1歳児が自分で着替え、脱いだ服をしまっている姿を見ることができました。保育士は、子どものやりたいという気持ちを大切に見守り、声掛けをしたり、手を添えたりしています。できた時には、一緒に喜び、子どもが達成感を味わい自信が持てるようにしています。子どもがやりたくないと言った時には、強制することなく見守り、子どもの年齢に合わせてなぜする必要があるのかを伝え、子どもが理解して自分からできるように支援しています。トイレトレーニングは子どもが興味を示した時にトイレに誘ってみることから始め、子どもの様子を保護者と共有し、連携しながら進めています。休息は、午前や夕方に横になる時間を作ったり、廊下で遊んで午睡に入る時間をずらすなど、個々の子どもの生活リズムを尊重しています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>園は、子どもが自分からやってみたいと感じ、主体的に遊びを選択し、自由な発想で遊びを広げられるよう、環境整備に力を入れています。保育士は、子どもの姿を見守り、子どもの発達や興味・関心に合わせて、環境を整えています。保育室には、絵本や遊びのコーナーが常設されていて、子どもがやりたい気持ちになったタイミングで遊べるようになっています。手作りの遊具やロフトは、子どもの年齢や動きに合わせて、高さや内容、難易度を調整していて、安全性への配慮もされています。4・5歳児のロフトは階段がなくよじ登って遊ぶ形になっています。乳児は一人ひとりの抱き人形を用意し、自分の人形のお世話と一緒に昼寝をしたり、友だちと一緒にごっこ遊びをしたりするなど、年齢や発達に合わせてそれぞれのペースで遊べる環境を作っています。</p> <p>晴れていれば毎日、園庭で遊んだり近隣の散歩に出かけたりしています。広い園庭には、築山や滑り台、東屋、秘密基地、ままごとができる小屋や砂場、ブランコなどがあり、自分たちで遊びを作り出すことができます。園庭の広場でのサッカーや鬼ごっこをしたり、斜面登りや丸太登りなどをしたりし、身体を思いっきり動かしています。季節の野菜や花の栽培やカブトムシやタニシ等の飼育もしています。園は表現活動にも力を入れていて、季節の製作や歌、わらべ歌、体操、和太鼓や民舞などを取り入れています。幼児は、子どもと等身大の個性的な鬼を製作するなどの小グループでの共同製作をしたり、外部講師による造形活動もしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室を食事の空間と遊び、生活の空間に分け、子どもがそれぞれのペースで落ち着いて生活できるようになっています。月齢や子どもの興味に合わせて遊びを設定し、子どもがやりたい活動ができるようしています。0歳児保育室だけでなく、1歳児保育室や廊下のコーナー、園内散歩、園庭での遊びなどの工夫をしながら長時間過ごせるようになっています。手作りおもちゃも多く用意されていて、おもちゃやコーナー設定は子どもの月齢や発達に合わせて入れ替えています。</p> <p>4月の初めはゆるやかな担当制を取り、朝の受け入れや食事、睡眠などを特定の保育士が関わることで、子どもが安心し、愛着関係を築けるようにしています。子どもが保育園に慣れてからは、担任皆で見えています。保育士は、子どもと目を合わせてたくさん話しかけ、表情や仕草、喃語などに優しく応答し、子どもとの信頼関係を築いています。保護者とは、朝夕の送迎時の会話や連絡帳、個人面談などで密に情報交換し、できる限り家庭と同じように過ごせるように配慮しています。離乳食は、栄養士と連携し、保護者と子どもの食事の様子について情報交換しながら、段階を進めたり、食事形態を調整するなどしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>自分で選んで着替えができるように一人ひとりの洋服かごを用意したり、ズボンの着脱などが自分でできるよう着脱台を作るなど、子どもがやってみようと思えるような環境づくりをしています。保育士は、子どもが自分でやってみようとする気持ちを尊重し、待ちの姿勢を大切に見守り、必要に応じた手助けをしています。子どもの自我の育ちを受け止めて見守り、自分で気持ちを切り替えるのを待つなど、一人ひとりのやりたい気持ちを尊重しています。保育士は、友だちとの関わりを危険がないよう見守り、必要に応じて間に入って仲立ちをして状況を整理して代弁し、お互いの気持ちを引き出すようになっています。かみつきのなどは間に入って止め、クラスで検討して、遊びや環境を工夫するなどしています。0・1・2歳児は保育室が隣り合い、日常的に行き来しています。幼児とも園庭などで交流しています。また、給食室職員や事務職員、作業員、保育参加の父母などとも自然に関わっています。保護者とは毎日の会話や連絡帳で密に情報交換しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>3歳児は少人数のグループに分かれて生活することで、落ち着いて安心して過ごせるようになっています。製作やなりきりあそび、身体を動かす遊びなど、様々な活動を展開することでどの子どもも楽しめるように工夫しています。4歳児クラスでは、遊びをたくさん提供することで、友だちと楽しんだり、お互いに刺激し合っって切磋琢磨する姿があります。グループ活動で友だちと相談しながら共同作品を作るなどの活動を通して、自分で気がついて動くことや、集団の中で自分の力を発揮できるようにしています。5歳児クラスでは、一人ひとりの個性が生かされる環境づくりをしています。皆で協力して絞り染めのこいのぼりづくりをしたり、太鼓や荒馬踊りに取り組んで地域の祭りで発表するなど、仲間とやり遂げる経験をし、自信や自己肯定感につながるようになっています。将来になりたい仕事を発表しあったり、お互いの良さを伝えあったり、子ども一人ひとりの卒園の歌の練習などを通して、子どもたちがそれぞれの子どもの良さや個性を認め合い、自分らしさを生かせるように支援しています。保護者には、園だよりや写真付きのドキュメンテーションで子どもたちの様子を伝えています。</p>	

	第三者評価結果
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>	
園では、保育理念に基づき、障がいがある子どもと障がいがない子どもがクラスの中で共に育ちあうことを大切にしています。園内は段差のない構造となっており、多目的トイレもあります。障がいのある子どもには、子どもの状況に配慮した個別指導計画を作成し、個別の記録もつけています。加配の保育士を配置し、子どもの状況に応じて、子どもの気持ちを代弁して仲立ちしたり、ホールを用いて個別の時間を確保するなど、子どもが他の子どもと一緒に生活できるよう支援しています。また、一人になれるスペースや専用の玩具を用意したり、食事や午睡の場所を固定化するなど配慮しています。保護者とは、毎日の送迎時での会話や個人面談で密に情報交換したり、保育参加で日常の様子を見てもらったりし、連携しています。必要に応じて、横浜市戸塚地域療育センターや子どもが利用する民間の発達支援事業所などの助言やアドバイスを受けています。職員は、障がいなどの外部研修に参加し、得た知識や情報を他の職員にフィードバックし保育に生かしています。保護者に対しては、入園のしおりに園の障がい児保育や医療的ケア児についての方針を記載し、入園時に説明しています。	
	第三者評価結果
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>	
月案に長時間保育の項目を設け、一日の連続性を配慮した取り組みとなるようにしています。保育室や廊下には、絵本や遊びのコーナー、ロフト、クッションが置かれたくつろぎコーナーなどが設置されていて、子どもがゆったりと過ごすことができるようになっています。幼児は夕方専用の普段使わないおもちゃも用意しています。子どもの人数を見ながら、乳児、幼児それぞれクラスを共同にしていき、18時半からは全員が乳児保育室で合同で過ごしています。18時半から19時の子どもには軽食、19時以降の子どもには夕食を提供しています。生活記録表と引き継ぎノートを用いるとともに遅番の職員に口頭でも引き継ぎをしています。翌朝に伝えたり確認することがある時には、連絡簿や職員用のSNSを用いて連絡しています。事務室も共有してフォローし、確実に保護者に伝わるようにしています。	
	第三者評価結果
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<コメント>	
全体的な計画や5歳児の年間指導計画に小学校との連携や幼保小の取り組みを記載し、それに基づいて保育しています。5歳児は登園時間を8時半として太鼓や荒馬踊りの時間をもったり、食事の時間を30分目安とするなど、小学校生活を意識した生活リズムを作っています。1月から午睡をなくしていき担任以外の保育士が交替で保育しています。また、将来なりたい仕事を考えたり、卒園児一人ひとりの歌の練習したり、卒園製作をするなどの卒園に向けての取り組みもしています。ネットワークの公立保育園とスタンプラリーやお手紙のやり取りをしたり、弥生台にある保育園で交流会をしたり、小学5年生と交流して一緒にパンジーを植えるなどし、交流しています。保護者には、懇談会や個人面談で就学に向けての園の取り組みを伝え、就学に向けての不安が解消するように支援しています。保育士は、幼保小連携会議に参加し、意見交換しています。就学にあたっては、保育所児童保育要録を作成して小学校に送付し、対面でも引き継ぎをしています。	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント>	
健康管理マニュアルを整備し、職員に周知しています。保健計画を作成し、看護師が中心となって子どもの健康管理をしています。朝の受け入れ時には、子どもの健康状態を観察して、保護者に確認し、検温してもらっています。看護師は午睡中にクラスを回り、子どもの健康状態を視診し、保育士の相談にのっています。保育中の子どもの怪我や体調変化は保護者に伝えるとともに、当日の夜や翌日の受け入れ時など、経過について確認をしています。子どもの健康状態に関する情報は昼の連絡会等で職員間で共有しています。入園時に保護者に既往歴や予防注射等の情報を健康台帳に記載してもらい、入園後は保護者に看護師が確認し、追記しています。毎月保健だよりを発行するほか、感染症などの新しい情報があった時にはその都度保護者に情報提供しています。 乳幼児突然死症候群(SIDS)については、4月の職員会議で看護師から職員に周知するとともに、対策強化月間である11月にも確認しています。0歳児は5分間隔、1歳児は10分間隔で睡眠時の呼吸確認を行い、記録しています。保護者に対しては、園内に乳幼児突然死症候群(SIDS)予防のポスターを掲示するとともに、0、1歳児クラスは入園時に説明し、保護者アンケートを実施しています。	

	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
<p>月1回の身体測定、年2回の健康診断と歯科健診、年1回の視聴覚健診（3歳児）と尿検査（3歳児以上）を実施し健康台帳に記録し、職員間で共有しています。健康診断の結果は、嘱託医が所見を記載した問診表のコピーを保護者に渡して口頭でも説明しています。歯科健診の結果は所定の用紙を用いて伝えていきます。子どもの成長曲線をつけ、健康診断時に嘱託医に確認してもらっています。肌の様子や食事量の調節、運動機能の確認など健康診断の結果を保育に反映させています。保健計画に基づき、うがいや手洗いなどの保健指導をしています。コロナ禍以前には、看護師によるブラッシング指導も実施しています。</p>	
	第三者評価結果
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>	
<p>アレルギー対応マニュアルがあり、職員に回覧するとともに、折に触れて会議で取り上げ周知しています。食物アレルギーのある子どもには、子どものかかりつけ医が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と保護者が記載した「食物アレルギー対応票」を提出してもらい、保護者と面談の上、除去食を提供しています。除去食を提供する際には、職員間で確認し、専用のトレイを用い、席も固定するなどの配慮をしています。</p> <p>園は「なかよし給食」として卵と牛乳を用いず、見た目や味付けが明らかに異ならないような献立作りをしています。喘息やてんかん、けいれんなどの既往症のある子どものリストを作成して職員間で共有し、薬の預かりなど特別な配慮が必要な子どもについては保護者と面談をして個別の対応手順書を作成し、誰もが同じ対応ができるようにしています。保護者に対しては、入園のしおりに園の方針を記載して説明し、面接時にも確認しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
<p>保育の柱の一つに食育を位置づけ、子どもが食に興味を持ち、食事を楽しくめるよう様々な取り組みをしています。全体的な計画や年間指導計画と関連付けた食育計画を作成し、マナーの習得やフキのすじとり、グリーンピースのさやとりなどの仕込みの手伝い、野菜を栽培して収穫して食べたり、味噌づくりや梅ジュースづくり、クッキングなどの食育活動をしています。5歳児はお米とぎの当番活動をしています。絵本にでてくる食事を5歳児と一緒に作る「絵本給食」の取り組みもしていて、子ども、保護者に好評です。有機野菜や自然食品を多く取り入れ、野菜は地域の農家の無農薬・減農薬野菜、お米は山形の無農薬米、牛乳は岩手から取り寄せています。食器はぬくもりの感じられる木製食器を用い、年齢によって食具や食器を変えています。園庭に面したランチルームがあり、現在は5歳児が食事をしています。</p> <p>保育士は子どもの喫食量を把握して量を調節し、子どもが完食した喜びを感じられるようにしています。子どもの苦手な食材については少しでも食べてみるように声掛けすることはありますが、強制することなく、お残しもお代わりも自由です。幼児は、自分で食べられる量を申告しています。保護者に対しては、毎月の給食だよりと献立表を発行し、その日の給食をブログに掲載するとともに、サンプルを事務室前に展示しています。食育の様子を写真に撮って掲示したり、求めに応じてレシピを提供するなどしています。保育参加時には別室で給食の試食をできるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>旬の食材を多く使い、出汁を生かした薄味の和食中心の一汁二菜の献立となっています。五平餅などの伝統食やひな祭りや子どもの日、七夕、節分などの行事食を給食に取り入れています。リクエストメニューや絵本給食も実施しています。調理室の床の高さを一段下げることで、子どもたちが調理の様子を見たり、給食職員が子どもたちの食事の様子を見、ランチルームの子どもたちと目線を合わせて会話ができるようにしています。残食を記録するとともに、給食職員が子どもの食事の様子を見に行ったり配膳に入ったりし、子どもから直接感想を聞いています。昼の連絡会や日々の会話で、担任から直接子どもの喫食状況について聞き、味付けや食材の切り方などを調整しています。子どもの体調に合わせて、牛乳の提供を控えたり、離乳食の段階を調整するなどしています。混ぜご飯が苦手な子どもに白飯を提供したり、カレーを別に盛るなどの配慮もしています。給食室の衛生管理は、マニュアルに基づき適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園は保育理念に基づき、保護者が園の取り組みを理解し、保護者との関係づくりに力を入れています。全園児連絡帳を用いて保護者と毎日子どもの様子について情報交換しています。朝夕の送迎時には保護者と会話し、子どもの様子を伝えています。コロナ禍のため、テラスでの受け入れとなっていますが、子どもの作品や活動の様子の写真とともにまとめたドキュメンテーションを掲示するなど工夫しています。毎月、園だより、クラスだより、保健だより、給食だよりを発行しています。園だよりには、絵本の紹介や月の歌、保育士の実践報告なども掲載し、保護者が園の取り組みへの理解を深められるようにしています。年2回の懇談会や保育参加を実施しています。「親子であそぼう会」として春はクラスでの親子遠足、秋は幼児と乳児で運動会を行い、保護者と子どもの成長を共有できるようにしています。2歳児と5歳児は全園児、他のクラスは保護者の要望や必要に応じて個人面談を実施し、記録しています。保育環境整備ワークショップには、保護者も参加し、職員と一緒に協働しながら環境づくりに取り組んでいます。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>毎日の送迎時には、エピソードを交えて子どもの様子を伝えて保護者とコミュニケーションを取り、保護者の声を引き出し、相談にのっています。連絡帳でも相談に応じています。事務所がオープンになっており、保護者がいつでも立ち寄り、相談できるようにしています。保護者から相談を受けた保育士は、園長、副園長、主任に報告し、アドバイスを受けています。必要に応じて個人面談を設定して、担任だけでなく管理職も同席し、関係機関を紹介したり、専門性のあるアドバイスをしたりしています。内容によっては、看護師や栄養士が対応しています。コロナ禍前には、勉強会「鳩の森セミナー」に保護者も一緒に参加し、学習していました。また、保護者の就労状況を配慮し、急な残業や電車の遅延に対応したり、15時までに連絡すれば軽食を提供するなどしています。</p>	
	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>虐待の定義や見分け方、対応の流れなどを記載したマニュアルがあり、職員に目を通すことを義務付けています。朝の受け入れ時や着替え時、おむつ交換時などの際には、保育士は子どもの身体をチェックしています。身体状況や子どもの様子や言葉で気になることがあった時には記録し、園長、副園長、主任に報告し、対応について検討しています。保護者にも聞き取りをし、確認しています。情報は職員間で共有し、皆で見守る体制を築いています。保育士は、日々の会話で保護者の声を聞き取って受け止め、必要に応じて個人面談を設定して保護者の子育てへの悩みを聞いて相談にのるなどの支援をしています。虐待を発見した時や疑いがある時には、泉区こども家庭課や横浜市西部児童相談所と連携する体制があります。子どもの権利条約についての研修は実施していますが、マニュアルを基に虐待に特化した研修を実施していないので、今後実施していくことが期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>日誌や指導計画には自己評価の欄があり、保育士が常に自らの保育を振り返ることができるような仕組みができています。保育士は、日々のクラスでの話し合いやカリキュラム会議、職員会議等で子どもの姿について話し合い、振り返りをしています。保育士は、一人ひとりの子どもの姿を大切に保育をしていて、自己評価もその視点にたっておこなわれています。保育士は、年2回自己評価表を用いて自己評価をしています。また、園内研修や保育実践を発表する機会があり、外部講師による意見を聞いたり、職員間で話し合いをしたり、グループワークをすることで、保育の質の向上につながっています。年度末には、職員間で話し合い、「園の自己点検・自己評価」を作成しています。ただし、それを基に職員間で話し合うまでには至ってなく、さらなる取り組みが必要ととらえています。</p>	